

- 20) Ibid, p172
- 21) (14) 前掲書, pp129-130
- 22) Ibid, pp147-150
- 23) Ibid, pp188-189
- 24) (7) 前掲書, p25
- 25) G. S. Ghurye "Caste and Race in India" Popular Prakashan, 1932, p271
- 26) 木村雅昭『インド史の社会構造』創文社, 1990年, pp332-334
- 27) 関根康正「不可触民」はどこへ行ったか」, 『植民地主義と文化』新曜社, 1997年, p319
- 28) (16) 前掲書, p192

分割統治戦略でもあったのである。²⁷⁾

しかしながら、カーストという集団は重層的、多元的構造をもつ集団であり、どの次元においても「カーストの自治」を主張することができた。したがって、20世紀に入って、多くのカーストがより広域的結集を実現しつつ、政治集団化する傾向を強めていくと、「カーストの自治」はイギリス植民地支配の思惑をこえて、新たな政治的意味合いを帯びてくることになる。²⁸⁾

註

- 1) 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』中央公論社, 1999年, pp 24-25
- 2) 今田秀作『パクス・ブリタニカと植民地インド』京都大学学術出版会, 2000年, pp34-35 ピット・インド法は、社員任命権を会社に残すことにより、会社と政府による二重統治の始まりとなった。
- 3) P. N. Chopra "Main currents of India History" Sterling Publishers Pvt Ltd, 1985 / 『インド史』(三浦愛明訳) 法藏館, 1994年, p174
- 4) SUMIT SARKAR "Modern India 1885-1947" Macmillan India Limited, 1993 / (長島暢子・臼田雅之・中里成章・栗屋利江訳) 『新しいインド近代史I』研文出版, 1996年, p5
- 5) Ibid, p19
- 6) 小谷汪之「近代におけるカースト制の変容」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, p21
- 7) 小谷汪之『不可触民とカースト制度の歴史』明石書店, 1996年, pp127-128
- 8) 山崎利男「植民地支配とカースト制度」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, pp37-38
- 9) 小谷汪之「植民地支配における不可触民の法的地位」, 『インドの不可触民』明石書店, 1997年, pp86-88
- 10) 吉村玲子「カーストの自治」と市民的権利」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, pp200-201
- 11) (7) 前掲書, p181
- 12) RAM AHUJA "Indian Socioal System" Rawat Publications, 1993, p276
- 13) 藤井毅「トライブと不可触民」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, pp89-92
- 14) (6) 前掲書, pp24-25
- 15) 小谷汪之「カーストの自治」とカースト集団」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, pp131-132
- 16) 小谷汪之・吉村玲子・栗屋利江「カーストの自治」政策の展開」, 『西欧近代との出会い』(カースト制度と被差別民第2巻) 明石書店, 1994年, p188
- 17) (7) 前掲書, p25
- 18) (14) 前掲書, p130
- 19) (15) 前掲書, p179

カースト制的社会関係には、女性差別、不可触民差別など、さまざまな差別が内包されていたが、「カーストの自治」はそのような差別を温存させる傾向が強かった。この傾向は女性の婚姻にかかわる問題において、とくに顕著に現れた。

カースト制という身分制度も社会的分業を一つの基礎としている。ヴァルナは理念的性格の強いものであるが、社会全体の大きな分業の枠組みを表示するものであり、カースト〔ジャーティ〕の多くは特定の職業と結びついていた。このカースト制と社会的分業との結びつきは、イギリス植民地支配下における経済構造の変化にともなって、必然的に大きな変容を示すことになった。「営業の自由」という西欧近代的な原則がしだいに社会全体に広がっていったからである。²⁴⁾

4. 結 語

インドのイギリス支配は、イギリス東インド会社という特殊な会社により始められ、後にイギリスの直轄統治となった。そこには、本国での政治的な背景があり、イギリス政府の思惑が影響した。

さらに、イギリスはポンベイ、マドラス、ベンガルという三管区に分割統治した。ベンガル管区とマドラス管区では、カーストからの追放などカーストに関わる問題を訴訟の対象としたが、ポンベイ管区では、カーストの自治による解決をその基本とした。このことは、管区による分割統治の象徴と言えよう。²⁵⁾

また、イギリス支配下のカースト制は、形骸化した古い概念のもとに再編成されたが、さらに西欧近代的な概念がインド社会に導入された。その結果、カースト間の争議など社会問題が表出し、後の運動へと発展する一因となった。

このことに対し、ジェームズ・ミルは、法廷で法の支配の形骸化を指摘し、法の支配の恩恵を万人が享受することのできる体制を確立することを力説した。これは、当時のインド社会が、不完全なイギリス法と曖昧模糊としたインド法の無秩序な混合から混乱していたからである。ミルの提言を受けてインドでは、近代的統治制度が一層整備されてゆくことになる。²⁶⁾ このようにして法整備が進められたことがインド社会の変容の一因となったと言えよう。

そして、イギリスの近代的統治制度の現実化は、カースト社会の変質にもつながった。宗教区分やカースト同定の分類論理は、トライブや不可触民という社会範疇を創出した。また、インド社会における被抑圧階層として反発意識が働いて、被抑圧階層をヒンドゥー教徒と対立させる形で切り離して保護策の受益者とする動きであったのと同時に、ヒンドゥー教徒の力を削ぐための

には署名するよう勧告している。このことは、カースト集団をイギリス植民地支配下のインドにおける末端の社会組織として位置づけ、その自律的な秩序維持能力を植民地支配のために利用しようとする意図を示している。²²⁾

それに対し、ベンガル管区のカルカッタ高裁の判例はつぎのようなものである。これは、アッサムのヴィシュヌ派教団〔サットラー〕に関するもので、この訴訟の論点は、ある集団がその大多数のメンバーの合意によって決定した事柄に対して、司法は介入することができるかどうかという問題である。カルカッタ高裁の場合、サットラーを「宗派」と認定し、カーストと同一性格のものとみなして、クラブやアソシエーションのような任意加入の団体から明確な区別をしたのである。

(被告側が挙げた) イギリスの判例は、人が自由に加入したり、しなかったりすることのできるクラブあるいは任意加入のアソシエーションのケースである。……本件のようなカーストや宗教団体の場合、それらとはまったく異なる。一般的にいって、人はカーストや宗教団体に任意に加入するのではなく、不可避的にそれに所属するのである。人々はそれぞれのカーストや宗派に生まれつくのであるから、カーストや宗派からの追放は、クラブからの除名にくらべて、はるかに重大なことがらであり、その人の立場にはるかに多大な影響を与える。それゆえ、カーストや宗派からの追放に対する司法廷の保護は、……クラブからの除名の場合よりも、はるかに必要性が高い。

この判決は、サットラーへの帰属は生得的なものであり、そこからの追放はクラブとは次元的に異なり、並列に考えることはできないとするものであり、重大なことがらに関するカースト規則については、それが「自然法的な正義」に反していないかどうか、司法廷に判断する権利があるという立場を取ったのである。つまり、ボンベイ高裁はカースト追放の手続の正当性のみを問題としているが、カルカッタ高裁は、カースト追放という行為そのものが「自然法的な正義」に反していないかどうかについても司法廷は判断を下すことができるとしているのである。²³⁾

イギリスがカーストをインド統治の最末端の集団組織として公認し、「カーストの自治」を認めたことはさまざまな問題をインド社会内部に発生させることになった。第一に、イギリスによる植民地支配は西欧近代的な個の権利（市民権）の概念をインド社会にもちこんだが、「カーストの自治」はしばしば、そのようなものとしての個の権利を侵害する方向に作用した。この問題はとくに、ヒンドゥー教からキリスト教に改宗した人々の権利をめぐって尖鋭化した。第二に、

際の）贈り物の配分（Luhana,一般的にはlahani）にあずかることを許されない。

この「規則」には146人のカースト成員（家長）が署名しているが、13人の人々は何らかの理由で署名しなかった。この「規則」に署名しなかった一人に、シャンブーダース・ラーアイチャンドという男がいた。この男は自分のいとこの娘をスーラト市外ハニーム郡の男と結婚させたというので、カースト仲間の交際から排除された。それで、この男がカーストの「長老」ドゥッラブ・プルショッタム他の人々を相手どって、1000ルピーの損害賠償を求めて訴訟を起こしたというわけである。原告の側では、娘を結婚させる権利をもつのは父親であって、自分はこの結婚にはあまり関係がないし、そのうえ、自分はこの「規則」に署名していないのだから、それに拘束されることはないとして主張した。それに対して被告の側は、次のように反論した。このカーストでは、豊かな者が他の地方に人をやって嫁を探すという悪い慣行が日々さかんになりつつある。そのため、貧しい人々の娘は結婚することができないでいる。それでこの「規則」が作られたのだが、原告は自分のいとこの、まだ2歳半にしかならない娘をスーラト市外の男と結婚させて、1300ルピーの金を受け取るという違反行為を行なった。それで彼をカースト仲間の交際から排除したのであるが、かといって永久にカーストから追放したわけではない。正式のカースト集会などから一時的に彼を排除しただけで、私的な場では彼と食事をともにすることも認められている。したがって、原告が主張するような損害は生じていない、というわけである。

この件について、法廷は次のような判断を下した。このカースト「規則」は「婚姻にかかる費用を削減し、それに制約を加え、多くの家族を困難に陥れるような行きすぎた慣習をやめさせる」という点において、行政の側からも支持をうけるに値するものである。そのうえ、原告は単にカーストの全員集会から排除されただけで、カーストから永久に追放されたのではないから、一定の譲歩をすればカースト仲間の交際に復帰することができる。それゆえ、損害賠償の訴えは認められない。法廷はさらに「この規則の目的がきわめて有益なものであることを考慮して」、原告を含む13人の人々に対して、この規則に署名するよう勧告した。原告がそれに同意したので、法廷は原告が署名してから一ヶ月以内に原告をカーストに復帰させること、もし被告側がそれにもかかわらず、原告をカーストに受け入れられなかった場合は、訴えどおり1000ルピーの賠償を支払うこと、という判決を下した。（1808. 9. 1）

以上の判例の場合、ポンベイ中央民事裁判所は、各カースト集団が自ら内部的秩序を維持するためにはカーストの「規則」を作成することを望ましいこととし、それを奨励しているということができる。この判例では婚姻規則を「きわめて有益である」として、それに署名していない人々

とができる場であった。これは、この管区の裁判所の独特的特徴であったが、その背後にはカーストのような共同体の論理と成員に対する処置の妥当性を個人の法的権利の保護の観点から監督するという姿勢があったからだと思われる。逆に同様の観点から見て、そこになんらかの法的権利の侵害もないと考えられた場合には、裁判所は訴えを受理しなかった。²⁰⁾

マドラス管区では1802年マドラス法令第2号で、民事法廷の裁判権の範囲を定めたその第5条に列挙されている事項はベンガルの場合と、内容も順序も全く同じである。²¹⁾

ところで、ポンペイ管区とベンガル管区の裁判では、以下のような判決が下されている。

ポンペイ中央民事裁判所の判例 (1B.S.D.A.A.347) は、スーラト市在住のアフマダバーディ・ビーザ・カンダーイタ・バニアというカースト集団（商人カースト）にかかるもので、このカースト集団は1805年、婚姻にかんする次のような「規則」を作り、裁判所に登録した。

1. 自分の娘をスーラトの市壁の外に住む男と結婚させた者は、政府とカーストの守護神シュリー・コータ・ラングジーに対する犯罪者とみなされ、その行為にかんして、それを助けた者および教唆した者とともに、カーストに対して責任を負うものとする。これらの者たちはカースト仲間との交際を許されない。
2. コンカン地方の者で、自分の娘をすでにスーラト市内の男と婚約させている者は、結婚式の際にシュリー・コータ・ラングジーの神殿に150ルピーを奉納すること。また、スーラトのカースト仲間を招いて、会食すること。それが行なわれた場合には、スーラトのカースト仲間はその結婚式の行列に参加すること。
3. カルヤーン他のコンカン地方、あるいはグジャラートや他の国からスーラト市に来ている客員メンバー (Pahona,一般的にはpahuna) は妨げられことなく、会食に参加することができる。
4. 今や多くの人々が婚資 dowry として、タビ川の両岸の地方で確立された慣行である262ルピー以上の金を取っているので、この件についてとりきめをするためにカースト全員集会を開くこと。
5. 今後、結婚の仲介をして賄賂を取った者はカースト仲間の交際から排除される。
6. スーラト市内のヴェスマ Vesma のバニアで、自分の娘をヴェスマ以外の者あるいはスーラト在住者以外の者と結婚させた者はスーラトから追放される。
7. スーラト市の外からスーラト市にやって来た者は5年以上スーラトに居住し、カースト会食用の調理道具などのためのカースト基金に5ルピーを納入するまでは、（結婚式、葬式などの

をもつすべての告訴や申し立てに及ぶものとする。しかしながら、この条文によって、カースト問題に対する法廷の側からの干渉が保証されたと理解されてはならない。ただし、訴訟当事者の片方の側による違法行為あるいは正当化されえない行為によって、原告のカースト所属と人格とに損害が加えられたとする主張を理由として、賠償を求めて起こされた訴訟を受理し、審理することはこのかぎりではない。

この法令では、「カースト問題」に関しては民事法廷は、原則として介入することができないとされているのである。ポンベイ高裁は、カースト以外のコミュニティであれ、その大多数のメンバーが正規の手続きによって集会を開き、ある決定を下した場合には、その決定はメンバー全員に対して拘束力をもつという考え方を取っていた。このような正規のコミュニティ集会の決定に対しては、司法は介入すべきではないというのがポンベイ高裁の立場だったのである。¹⁶⁾ カースト・パンチャーヤトは、イギリス支配下において発展し、多様な機能を新たに獲得していった。イギリス植民地支配下のカースト集団は、インド社会を構成する基礎的社会の組織と認定され、植民地支配の最末端組織として利用するために、かなりの程度の自治権が付与されたからである。これが一般に「カーストの自治」政策と称されるものであるが、この時、自治権を付与された集団はジャーティであった。¹⁷⁾

これに対して、ベンガル管区とマドラス管区では、カーストが民事法廷の裁判権の範囲に含まれていた。1793年ベンガル法令第3号第8条では、民事法廷の裁判権の内容として、財産の継承、不動産あるいは動産、地代、租税、負債、勘定、契約、協同経営、結婚、カースト、損害賠償、というような事項が列挙されている。¹⁸⁾ マドラス管区の司法行政でのカースト問題に関する規定は、1802年マドラス法令第2号第5条、およびそれを廃止して新たに制定された1873年法令第3号第16条である。マドラス民事裁判所法第16条では、裁判所は「継承、相続、婚姻、カースト、あるいは宗教的な慣行や制度に関するいかなる問題」をも裁定する、と定められている。すなわち、マドラス管区の場合、カースト問題について19世紀を通じ、一貫して裁判所の裁判権が認められてきたのである。¹⁹⁾ さらにカルカッタ高裁は、裁判所が、カーストの裁定を不服とした個人の救済を求める場所となること、またいくつかの明確な条件のもとで、カーストの裁定の是非に対して監督権を行使しうること、裁定に許容しがたい点があるならば、それを指摘し、裁判所が代わって正当と思われる判決を下しうると考えていたのである。このように、追放と再入の争いに関しては、ベンガル管区の裁判所は、カースト・パンチャーヤトで決定されてしまった処置を覆す、あるいは少なくとも修正ややり直しができるという、追放された個人が争いを持ち込むこ

を植民地支配体制の中に組み込み、位置づけようとする政策である。社会そのものがもつ自律的秩序を国家的秩序の中にどう組み込むかということは、あらゆる国家権力にとってきわめて重要な問題であるが、とくに植民地支配といった異民族支配の場合には、重要性をもつのである。イギリスがインド社会の中に見出した、もっとも有効な秩序維持のための集団がカーストであった。故に、「カーストの自治」の維持がイギリス植民地支配の基本的政策となったのである。

しかし、「カーストの自治」の承認といっても、ベンガル、マドラス両管区とボンベイ管区では、その範囲において相違があった。ボンベイ管区の場合は「カーストの自治」の「形式的合法性」（手続き上の合法性）のみを問題としたのに対して、ベンガル、マドラス両管区の場合は、さらに「カーストの自治」の「内容的合法性」をも問題としたのである。このような相違の要因としては、各管区における植民地支配の進展の前後関係、各管区それぞれの統治理念の伝統的相違などの、支配の側の要因とともに、各管区における在地社会のあり方の相違ができることがあるであろう。¹⁴⁾

ところで19世紀前半、マラーターの民事訴訟制度を調査したエルフィンストンは、そこにおいてパンチャーヤト問題がきわめて重要な役割を果たしていることを見出した。パンチャーヤトという言葉は、五（パンチュ）という言葉から派生したもので、なんらかの目的で五人の人々が集まって構成する会議を意味する。しかし、五という数自体はシンボリックなもので、マラーター中世社会の場合、時には数十人、あるいは百人以上の人々が参加するパンチャーヤトもしばしば開かれた。パンチャーヤトには、村落レベルのもの、地域社会レベルのもの、各カースト集団ごとのものなど、さまざまなものがあり、それぞれの問題の性格に従って、いろいろなパンチャーヤトが開かれた。¹⁵⁾ パンチャーヤトとは、カーストのもつ自律的秩序維持システムは、村落共同体一地域共同体という重層的な地縁共同体とカースト的な共同体関係とがもつ秩序維持機能であった。各種のパンチャーヤトにおいて機能していたのは、『マヌ法典』のような古典的なヒンドゥー法律書そのものではなく、それらの影響を受けつつも、在地において独自に形成されてきた慣習であった。そこには多元的な慣習法の世界が存在していたのである。

そこでエルフィンストン知事時代のボンベイ管区において1827年に「カーストの自治」権を明確に規定したボンベイ法令第2号第21条第1項が制定された。

民事法廷の裁判権は、動産および不動産、地代、租税、負債、契約、結婚、財産の継承、損害の賠償、これに対する権利に関する（イギリス生まれの臣民ではない）インド人どおしの間のすべての訴訟あるいは申し立ての第一審での審理に及び、また一般的に民事的性格

Special Marriage Act が制定された。このように婚姻に関しても法律が制定されたが、サンスクリタイゼーションやヒンドゥー社会改良の運動との関係から多くの問題が顕在化した。¹²⁾

加えて、インド帝国の成立と相前後して成立した社会分類によりさまざまな問題が表出し、インドの人口をまず宗教への帰属により分類し、ヒンドゥー教はカーストに細分化されたものと見なすのに対し、イスラーム教徒はその内実の多様性にもかかわらず一体として扱い、双方の宗教を受け入れることなく固有の信仰体系を保持している人々を「トライブ」として両者の周辺に配置し、さらに宗教への帰属によって区分することのできない人々を「種族」として分類するというものであった。このような枠組みが成立するのは、18世紀末に導入された属人法原理の帰結であったが、支配を末端まで貫徹させるための受け皿を求めていたイギリスにとって、発見し案出しなければならない社会構成でもあった。

1885年には「カーストは職能集団であり、トライブは出自を共有するか、していると考える同じ地域に居住する集団である」という公的定義が確定され、1891年以降の国勢調査や地誌・民族誌の記述は、この定義に沿って行なわれるようになった。

このことは、ふたつの大きな影響を及ぼすことになる。ひとつは、インドが宗教集団とカーストによって構成されるという大枠な社会として捉え、地域ごとに異なる社会構造は背後に押しやられることになってしまった。ふたつには、ヒンドゥー教徒であると同時にイスラーム教徒でもあるというような両義性を持つ集団や、もとより明確な境界線が引き難かったトライブと周囲のヒンドゥー教徒との関係は、実体としてはそのままに残ったにもかかわらず、制度上の分類においては分断されてしまったのである。固有信仰の保持者としてのトライブの存在が植民地支配の施策に関して最初に問題化したのが、「人身供儀」の禁圧にあたってである。その時は、コンド(Khond)と呼ばれる人々が対象となったが、それはイギリス側からする一方的な関与であったと考えてよい。イギリスの支配を搖るがしかねないものとして切実に認識されたのが、植民地期を通して頻発した「トライブの反乱」である。こうした反乱は、たんにイギリス当局に対する抵抗であったばかりでなく、非常にしばしば、商人や官吏として抑圧に荷担したインド人にも向けられた。規範的ヒンドゥー教価値観にそぐわず、未開というステレオタイプで見られたトライブは、差別と抑圧の対象となっていたのである。¹³⁾

3. カースト自治と裁判

一般にカーストの自治政策とは、カースト集団が自己のうちに本来そなえている秩序維持機能

なしたことによって、ヴァルナとジャーティーとの関係に関する理解に大きな混乱を生じさせたのである。⁹⁾

さらに、1850年の「カースト追放による権利喪失を除去する法律」は、「カーストの自治」の承認が市民的権利の享受を侵害することを防ぐ役割を果たした。これは、改宗や棄教及びカースト追放を理由として、相続・財産所有その他にかかわる市民的権利が剥奪されることはないとした法律である。この法律は1897年法律第14号「インド法律略称法」によって、The Caste Disabilities Removal Act の名を与えられた。この法律の制定は、キリスト教に改宗してカースト追放を受け、相続権や財産権を剥奪されたヒンドゥーの法的地位の改善の必要から要請されたものであった。キリスト教への改宗はヒンドゥー教の放棄であり、カーストにとっては許すべからざる宗教的に穢れた行為だったので、改宗者を永久的なカースト追放に処することは自明の論理であった。しかし、福音主義派宣教師たちにとって、改宗者が相続権・財産権を剥奪されるという状況は容認できるものではなかった。彼らは、権利剥奪を規定しているヒンドゥー法を「古代の野蛮な法」として攻撃し、その改正を求めて、イギリス東インド会社政府に対して強力な請願活動を展開した。このような動きに対して、当時キリスト教宣教への危機感を募らせていたヒンドゥーは、ヒンドゥー法を弁護し、政府に対して宗教的・社会的慣行の擁護、不干渉を求め、制定に反対した。激しい論争が巻き起こったが、紛余曲折を経て法律は制定された。

制定論争でもっぱら問題とされたのは、改宗者の権利であり、この法律の主な立法意図は、宗教への帰属と国家によって擁護されるべき市民的権利との分離というところにあった。しかしながら、条文確定の最終段階で改宗者や棄教という条件と並んで、単に「カーストを奪われた」場合にも適用される旨が記されたので、この法律は改宗や棄教以外の理由で引き起こされたカースト被追放者の権利にもかかわることになった。伝統的なヒンドゥー法の考え方を退けて、インド臣民の相続権、財産権などの私的所有にかかわる権利および親権、後見権などの市民的権利は、宗教的淨性の保持やカースト帰属の存否によって左右されるものではないとする近代的な正義、衡平の論理が貫徹することになった。¹⁰⁾ この法律で、キリスト教への改宗者の市民的権利をめぐって争われた裁判やこの法律をめぐる論争において、インド人の側の個の権利に対立するものとしてのカーストの権利を強調したことは、インド社会を実態以上に「カースト的」な社会に描き出すという結果をもたらした。それは、インド社会にも萌芽していた個の権利の観念を消滅させ、カーストの権利を一方的に肥大させる傾向を生み出したのである。そのことがまた、インド社会をより一層「カースト的」な社会へと変質させていくことにつながったと考えられる。¹¹⁾

さらに、1856年に The Widow Remarriage Act (ヒンドゥー寡婦再婚法) 、1872年には The

たが、1861年の高等裁判所法によって、各高等法院と中央民事および刑事裁判所が併合され、カルカッタ、マドラス、ポンベイの各高等裁判所が設置された。⁷⁾

そこで、民事裁判所では、インド人の「相続、婚姻、カースト、およびその他の宗教的制度と慣行」に関する訴訟事件を、ヒンドゥーに対してはシャーストラ (sastra) を、イスラム教徒には「シャリーア」を適用することとした。各民事裁判所では、シャーストラに精通したバラモンのパンディット (pandit) を任用して、事件の係争点に関する法についてシャーストラにもとづいた意見を提出させ、イギリス人判事がこれを参考にして事件を裁判した。

このシャーストラに準拠して裁判する制度は、その後、ベンガル管区で引き続いて行なわれただけでなく、マドラス管区とポンベイ管区でも継受されて行なわれた。また最高法院は、イギリス議会の制定法で定められた「国王の裁判所」であって、それぞれ管区内のヨーロッパ人の事件を裁判したが、管区都市内のインド人の事件をも裁判したのであり、ここでも同様に、ヒンドゥーの家庭法に関する事件には、パンディットの意見を参考にしてシャーストラに準拠した判決を宣した。

このようにして裁判所の判決は積み重ねられ、主要なシャーストラも英訳されて、1833年ごろまでに、ヒンドゥー法の基本的原則は確定された。それとともに、ヒンドゥー法はシャーストラの規定が多く定められている婚姻、相続、養子などの家庭の法に限られるようになった。⁸⁾

しかしながら、シャーストラという言葉は『マヌ法典』を代表とする古典的なヒンドゥー法律書やその注釈書、要綱書などをさしており、二千年近くも昔に書かれたヒンドゥー法律書に依拠して19世紀のインド社会を統治したので、さまざまな無理や矛盾が含まれることになった。このようにシャーストラによって、19世紀のインド社会を理解しようとしたことは、現実のカースト制の理解を大きく歪曲することとなった。『マヌ法典』などによれば、インド社会はバラモン、クシャトリア、ヴァイシャ、シュードラという四つのヴァルナから構成されると規定されていた。イギリス支配下においても、この四つのヴァルナがカーストと見なされたので、そこからさまざまな問題が発生したのである。

すなわち、「ヴァルナ外のヴァルナ」としての不可触民身分集団は存在しないものと見なされたのである。法的には不可触民もシュードラ・ヴァルナに属するとされたのであるが、それは不可触民差別を否定したということを意味するのではなく、社会慣習としての不可触民差別を隠蔽されたまま温存されることになったのである。また「再生族」、「一生族」という虚構的区分をインド社会の現実と見なすことによって、カースト制にいっそう矛盾をつけ加えた。このことが、諸カーストのヴァルナ上昇志向に拍車をかける一因となった。つまり、ヴァルナをカーストと見

カーストの地主、連合州東部ではムスリム地主対ヒンドゥー小作人、パンジャーブではヒンドゥーの金貸し（商人）対 sikh教徒の農民という対立構図を描いたからである。⁴⁾

また、インドにおけるイギリスの統治機構は、基本的には、官僚のヒエラルキーを基礎とする専制政体だったといえる。その頂点には総督とインド大臣が位置し、この体制は20世紀に入ってもしばらく続いた。インド大臣へのチェックとして、スタンリー卿法（直接統治を定めた1858年のインド統治法のこと）によりインド参事会が設置された。しかし、インド大臣は大部分の事項においてその決定を覆すことが可能であり、総督への「緊急連絡」や「機密命令」によってそれを飛びこすことができたので、インド参事会はけっして重要性をもつことはなかった。事実、直接統治が導入された1858年以降の展開は、総督とインド大臣の複合体としての個人的な役割をかなり高めることになった。また他方では、海底ケーブル（インドとイギリスを結んだのは1865年）とスエズ運河（1868年完成）に象徴される交通通信革命が、総督とインド大臣の連絡を以前よりはるかに密接にした。⁵⁾

2. イギリスによる法行政と社会分類

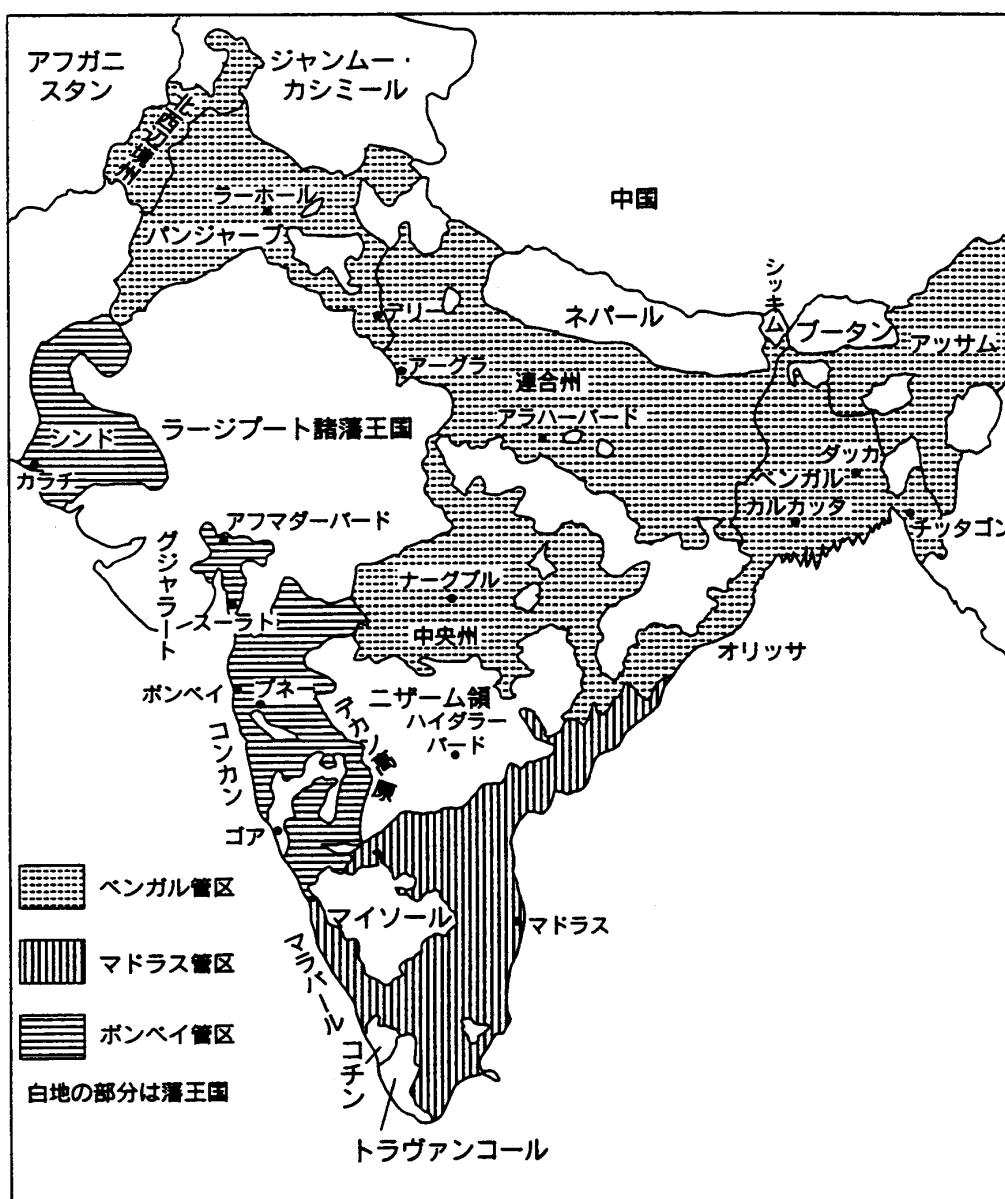
インド征服を推し進めていったイギリス東インド会社は、1833年の特許状の更新によって、アジア貿易独占権を最終的にすべて廃止され、インド植民地統治を任務とするようになった。この植民地統治機構は、インドを植民地として統治し、イギリス東インド会社はある種の「公民権」としての性格をおびた。つまり社会秩序の維持など最低限の「公民的機能」を果たさなければならなくなつたのである。イギリス東インド会社はインド統治の初期の段階から、国家の公共的機能の基礎である法と裁判組織の整備を課題とすることになった。1857年、「セポイの反乱」が起ると、翌58年には東インド会社は解散され、インドはイギリスの直轄植民地となり、イギリス直轄支配下で司法制度の整備はさらに推し進められていった。⁶⁾

ところでギリスがインドで最初に設置した裁判所は、カルカッタ、マドラス、ボンベイの三管区都市に置かれた「最高法院」（Supreme Court）であるが、この最高法院はイギリス本国の法によって設置され、イギリス法を運用した。主な管轄範囲はインド在住のイギリス人の間の訴訟であったが、管区都市内に居住するインド人の訴訟も管轄した。三管区都市外の地域には、イギリス東インド会社の設置した裁判所があり、インド人の間の訴訟を管轄した。各管区ごとに「中央民事裁判所」と「中央刑事裁判所」が置かれ、その下に地区裁判所などの下級裁判所が置かれていた。このように、イギリスによるインド支配の初期には、二系列の裁判所が併存してい

る総督の支配下に置かれ、徵税官たちはすべての裁判上の職能を奪われた。民事裁判所判事は行政長官の役割を果たし、警察を制御し、それぞれの県はそれぞれの県に従事するダロガ（警察署長）を持つ数多くのターナー（警察署）に分けられていた。³⁾

イギリスがこのような分割統治政策をとるのには十分な客観的根拠があった。社会集団間の亀裂がしばしば階級間緊張と組み合わさり、東ベンガルではムスリム農民対ヒンドゥー郷紳、マラバールではムスリムのマーピラ耕作者対ヒンドゥーのナンブーディリ・カーストまたはナーヤル・

図1 英領インド全図（1858年以降）



『西欧近代との出会い』(明石書店) p22

イギリス植民地支配とインド社会の変容

宮 崎 智 絵

1. イギリスによるインド支配の過程

イギリス東インド会社は1757年にプラッサーの戦いでフランス軍と土侯の連合軍に勝利し、1763年にはパリ条約でシャンテルナゴルとポンディシェリの二都市を除く全域でのイギリスの優位を承認した。そして、1764年にはバクサールの戦いでムガル諸勢力連合軍を破り、ムガル帝国ベンガル地方（ベンガル・ビハール・オリッサ地方）のディーワーニー（徴税権）を獲得し、事実上の政治的主権となった。このベンガル地方を起点として、イギリス東インド会社はインド各地に征服戦をすすめていった。1799年、マイソール王国のディープを敗死させ、マドラスを管区都市とするマドラス管区を設置、1818年にはマラーター王国宰相政府を倒して、ボンベイを管区都市とするボンベイ管区を設置した。1849年にはシク王国を滅ぼして、パンジャーブ地方をベンガル管区に併合した。¹⁾

このようにインド支配を進めていったイギリス東インド会社は、従来政府および議会で数十年に1度の特許状更新時に会社活動を様々に審査することを除いて、会社の活動に恒常に干渉する制度的経路は皆無であった。政府の会社に対する統制権は、1767年の「配当制限法」、73年の「ノース規制法」を経て、84年の通称「ピット・インド法」によって制度的に確立された。ピット法は、1858年の会社消滅まで政府と会社との関係を規定しつつ存続した。その意味で本国側におけるインド支配体制は、1784年以降はピット法を中心として形成されたといえるだろう。その後、1858年の「インド統治改善法」の成立によってインドは本国政府の直轄植民地となり、会社はインド統治任務を解かれつつ、事実上消滅することになった。²⁾

ところで、イギリスは、すべての州を多くの県に分割し、それぞれの県には一人のイギリス人判事のもとに民事裁判所を置き、四つの控訴州裁判所を県裁判所とカルカッタの高等徴税裁判所とのあいだを調停するために設立した。この四つの裁判所は地方巡回し、二人のイギリス人判事のもとでそれぞれに刑事裁判の執行もまかされていたが、高等軍事・治安裁判所は参事会における